



ひかり健康保険組合からのお便り

お仕事おつかれさまです。
ひかり健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進を目的とした
保健事業を展開していきます。
今回は、保険証の取扱いについて、お届けいたします。

第49話: 保険証の取扱いについて

健康保険被保険者証(保険証)は、健康保険に加入していることを示す身分証明書で、
病院の窓口で提示すると、ほとんどの診療を医療費一部負担(通常3割)で受けられます。

もし紛失してしまった場合は、第三者に保険証を身分証明書として
信販会社や消費者金融で悪用される事例もありますので、速やかに警察へ届け出をだしてください。

このように、大切な役目を果たすものになりますので、失くさないように保管 しましょう。

【Grp間でも転籍するとき】

今まで使用していた本人・家族分の保険証を必ず返却してください。転籍先の保険証を発行致します。
尚、転籍の場合、自動的にご家族の扶養認定処理はされませんので、
再度「被扶養者異動届」の提出を行って頂く必要があります。

【退職するとき】

速やかに事業所に保険証を返却してください。(家族分も)利用資格があるのは退職日までになりま
す。
翌日以降使用した場合は 医療費の返還が必須となります。

【保険証を無くしたとき】

警察に届け出をだして受理番号をもらってください。『再交付申請書・滅失届』に受理番号を記載の上ご
提出ください。
(申請書はひかり健康保険組合のホームページよりプリントアウトできます。)

【氏名の変更があったとき】

変更前の保険証と合わせて「氏名変更(諸変更届・訂正届)」をご提出ください。



14歳以下の子どもの病気は小児科へ

子どもの病気は小児科で診てもらうのがいい。大人の病気は症状によっていろいろな診療所を選ぶことになる。しかし、子どもの場合はまず小児科が診る。子どもだけにみられる病気もあるし、子どもは大人を小さくしたものではないからだ。小児科医には病気の治療だけでなく、乳幼児健診、育児相談、心の悩みなど子育てについてのいろいろな相談にのってもらえる。

小児科の対象は基本的に14歳までということになっている、ただし15歳以上の人が小児科にかかるとはいけないということではない。小児科で診ていた子どもを、成長してから後も治療を続けることがある。

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えてinfo@hikarikenpo.or.jp (当組合宛)までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル0120-835-839 (はい参考、はいサンキュウ)を安心してご利用ください。

■ひかり健康保険組合への

ご意見・ご要望はinfo@hikarikenpo.or.jpまでぜひお寄せください。

ひかり健康保険組合 <http://www.hikarikenpo.or.jp>

〒171-0022

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 光センタービル2F

tel: 03-5951-7422 fax: 03-5951-9663

